

令和5年度月山登山者2次交通利用支援事業実施要領

第1 事業の趣旨

月山フォーラムの設置目的に基づき、月山登山者2次交通利用支援事業（以下「支援事業」という。）を実施することで、月山での登山やトレッキングを企画する旅行業者及び登山者の活動環境を支援し、月山周辺地域の自然、歴史、文化等の地域資源を生かした観光・交流の推進を図るものです。

第2 事業の期間

事業の期間は、令和5年7月1日（土）から令和5年10月31日（火）までとします。

ただし、支援事業の円滑な運用のため、適用される事業終期については、次の3に掲げる各登山口周辺までの区間（以下「支援対象区間」という。）において国県道等の通行が閉鎖されるまでの期間とします。

第3 支援事業の内容

支援事業の内容は、次の支援対象区間における移動の際等に利用する別表第1に掲げる車輛等（以下「タクシー等」という。）の料金の一部について、月山フォーラムが支援の認定（以下「支援認定」という。）を行った登山者及び別表第2に掲げる旅行業者（以下「登山者等」という。）に対し、予算の範囲内で支援する事業です。

（1）支援対象区間

- ① 月山八合目レストハウスと湯殿山参籠所の区間
- ② 月山八合目レストハウスと姥沢月山リフト乗場の区間
- ③ 月山八合目レストハウスと肘折温泉いでゆ館の区間
- ④ 湯殿山参籠所と姥沢月山リフト乗場の区間
- ⑤ 湯殿山参籠所と肘折温泉いでゆ館の区間
- ⑥ 姥沢月山リフト乗場と肘折温泉いでゆ館の区間
- ⑦ 月山八合目レストハウス、湯殿山参籠所、姥沢月山リフト乗場及び肘折いでゆ館と会長が指定する場所の区間

（2）支援の額等

- ① 支援を受ける金額は、別表第1に掲げる支援対象区間及び前号⑦の区間におけるタクシー等の料金に、次の補助率を乗じて得た額（以下「支援額」という。）とし、1台あたり30,000円を限度とします。なお、支援額に100円未満の金額があるときは切り捨てます。

別表第2に掲げる事業区分「一般乗用」及び「一般貸切」 2分の1

別表第2に掲げる事業区分「旅行業」 3分の1

第4 支援の認定

(1) 支援認定の申請

- ① 支援認定の申請者は、月山における登山・トレッキングを企画、実施する登山者等とし「月山登山者2次交通利用支援認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」を、登山を計画する日の10日前まで月山フォーラムに提出してください。

(2) 支援認定の決定等

- ① 申請書の提出があった場合は、その内容を審査し認定すると決定したときは「月山登山者2次交通利用支援認定通知書（様式第2号。以下「認定書」という。）」により当該申請書を提出した者に通知します。また、認定しないと決定したときは「月山登山者2次交通利用支援認定申請却下通知書（様式第2号）」により通知します。
- ② 支援認定を行った登山者には「認定書（様式第2号）」及び「月山登山者2次交通利用支援事業補助券（様式第3号。以下「補助券」という。）」を、別表第2に掲げる旅行者には「認定書（様式第2号）」を交付します。
- ③ 補助券の利用は、補助券に記載されている利用期間内とします。
- ④ 補助券の交付を受けた者が、補助券を紛失、又は破損した場合であっても再交付は行いません。

(3) 支援認定の条件

- ① 支援認定を受けようとする者は、次の要件を満たす必要があります。

申請書に登山計画書を添付

登山者はココヘリ（発信機）を携帯

第5 協力事業者

(1) 支援事業の実施

支援事業の円滑な推進を図るため、別表第2に掲げる月山フォーラム構成市町村に事業所を有するハイヤー事業者、貸バス事業者及び旅行代理店（以下「協力事業者」という。）と連携し支援事業を実施します。

(2) 支援事業の周知

支援事業の実施に際し、別表第2に掲げる事業区分ごとに各事業者が取り組む支援事業の周知に要する経費について、最大20,000円を限度に支援します。支援額の請求は、周知に要した媒体（チラシ等）に経費領収書写を添え「請求書（様式第4号）」を月山フォーラムに提出してください。

第6 補助券の利用方法

支援認定を受けた者が補助券を利用するときは、タクシー等の事業者に3日前までに利用申し込みのうえ、利用後に協力事業者の請求に基づき補助券を提出し、請求額から支援額を差し引いた額をお支払ください。

第7 支援額の請求

協力事業者が支援額を請求する場合は、別表第2の事業区分ごとに次のとおりとします。

(1) 一般乗用及び一般貸切

- ① 毎月15日までに「月山登山者2次交通利用支援事業利用料金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)」に補助券を添えて、月山フォーラムに提出してください。

(2) 旅行業

- ① 支援認定を受けた事業終了の翌月15日までに「請求書(様式第4号)」を月山フォーラムに提出してください。

第8 不正利得の返還

支援認定のうえ補助券の交付を受けた者は、補助券を不正に使用し、又は他人に譲渡することはできません。補助券の利用に際し、その他不正の手段により事業の支援を受けた者がある場合は、既に支援を受けたタクシー等利用料金に相当する額の全部又は一部を返還させることができます。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、月山フォーラム会長が別に定める。

第10 申請・問い合わせ先(担当窓口)

月山フォーラム事務局

- | | | | |
|---------------|-----|--------------|------|
| ・戸沢村まちづくり課 | TEL | 0233(72)2111 | (主管) |
| ・鶴岡市羽黒庁舎産業建設課 | TEL | 0235(62)2111 | |
| ・庄内町商工観光課 | TEL | 0234(42)2922 | |
| ・西川町政策推進課 | TEL | 0237(74)2112 | |
| ・大蔵村産業振興課 | TEL | 0233(75)2111 | |

別表第1 (要領第3 関係)

(単位：円)

車 輛 等 支援対象区間	タクシー等料金 (A)					支援額 (B) / 上段 1/2・下段 1/3					個人負担額 (A-B) / 上段 1/2・下段 2/3				
	小型	ジャボ	小型 バス等	代行料金		小型	ジャボ	小型 バス等	代行料金		小型	ジャボ	小型 バス等	代行料金	
				小型	ジャボ				小型	ジャボ				小型	ジャボ
① 月山八合目レストハウスと湯殿山参籠所の区間	26,880	36,160	49,500	27,390	36,670	13,400	18,000	24,700	13,600	18,300	13,480	18,160	24,800	13,790	18,370
						8,900	12,000	16,500	9,100	12,200	17,980	24,160	33,000	18,290	24,470
② 月山八合目レストハウスと姥沢月山リフト乗場の区間	30,240	40,680	60,500	30,750	41,190	15,100	20,300	30,000	15,300	20,500	15,140	20,380	30,500	15,450	20,690
						10,000	13,500	20,100	10,200	13,700	20,240	27,180	40,400	20,550	27,490
③ 月山八合目レストハウスと肘折温泉いでゆ館の区間	33,600	45,200	60,500	34,110	45,710	16,800	22,600	30,000	17,000	22,800	16,800	22,600	30,500	17,110	22,910
						11,200	15,000	20,100	11,300	15,200	22,400	30,200	40,400	22,810	30,510
④ 湯殿山参籠所と姥沢月山リフト乗場の区間	20,160	27,120	44,000	20,670	27,630	10,000	13,500	22,000	10,300	13,800	10,160	13,620	22,000	10,370	13,830
						6,700	9,000	14,600	6,800	9,200	13,460	18,120	29,400	13,870	18,430
⑤ 湯殿山参籠所と肘折温泉いでゆ館の区間	33,600	45,200	60,500	34,110	45,710	16,800	22,600	30,000	17,000	22,800	16,800	22,600	30,500	17,110	22,910
						11,200	15,000	20,100	11,300	15,200	22,400	30,200	40,400	22,810	30,510
⑥ 姥沢月山リフト乗場と肘折温泉いでゆ館の区間	35,000	50,000	66,440	45,000	65,000	17,500	25,000	30,000	22,500	30,000	17,500	25,000	36,440	22,500	35,000
						11,600	16,600	22,100	15,000	21,600	23,400	33,400	44,340	30,000	43,400

注1) タクシー等利用の際は「登山計画書の提出」「ココヘリの携帯(レンタル有)」に加え、3日前までタクシー事業者への予約が必要です。

注2) 上記の表中、支援額(B)及び個人負担額(A-B)の上段に記載されている金額が「登山者」の支援認定を受けた場合の計算上の適用額です。

注3) お客様乗車時の車輛定員は、「小型 4名」「ジャボ 9名」「小型バス等 28名(最大)」までとなります。

注4) 車輛代行時は、お客様の乗車を想定していませんので、安全・確実なスペアキー等の受け渡し場所(宿泊施設等)をご指定ください。

注5) 標準的な対象区間の料金設定で早朝・深夜割増を想定していませんので、利用の際はタクシー事業者等にお問い合わせのうえご確認ください。

注6) 上記各種タクシー等料金については、支援対象区間ごとに別表第2に記載する事業者にお問い合わせください。

別表第2（要領第5 関係）

事業区分	支援対象区間等	事業者名称	所在地	電話番号
一般乗用	①、②、③、④、⑤の区間	庄交ハイヤー 株式会社	山形県鶴岡市日和田町 20-37	0 2 3 5-2 2-0 0 5 5
	⑥の区間（「小型バス等」を除く）	有限会社 戸沢観光タクシー	山形県最上郡戸沢村古口 348-8	0 2 3 3-7 2-2 7 1 1
一般貸切 (小型バス等)	①、②、③、④、⑤の区間	庄交ハイヤー 株式会社	山形県鶴岡市日和田町 20-37	0 2 3 5-2 2-0 0 5 5
	⑥の区間	最上川交通株式会社	山形県最上郡戸沢村古口 2891-2	0 2 3 3-3 4-7 0 5 1
旅行業	支援対象区間で企画する事業	株式会社庄交コーポレーション 庄交トラベル	山形県鶴岡市錦町 2-60	0 2 3 5-2 4-2 5 5 0
		最上川交通株式会社	山形県最上郡戸沢村古口 2891-2	0 2 3 3-3 4-7 0 5 1

※参考 / 手続きの主な流れ（個人登山者の場合）

事前相談 … 「支援認定申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）を提出する前に、必要書類等について事務局と協議してください。なお、申請書は旅行代理店や個人が企画する登山・トレッキングを行う10日前には提出する必要があります。

【利用条件】 … 「2次交通利用支援事業」には、次の利用条件があります。
その1 「登山計画書の提出」 ⇒ 支援認定申請書（様式第2号）に添付
その2 「ココヘリの携帯」 ⇒ 個人所有・レンタル予約等の確認（記載）

交付申請 … 実施要領「4-（1）支援認定の申請」に記載する書類（様式第1号）を作成のうえ、月山フォーラム事務局（主管）へ提出してください。

※メールアドレス/gassanforum01@gmail.com

審査 … 月山フォーラム事務局において随時審査を行います。

審査結果の通知 … 「支援認定通知書（様式第2号）」及び「補助券（様式第3号）」等が送付されます。

タクシーの予約 … 登山・トレッキングの計画に合わせ、事前（3日前）に協力事業者（「別表第2」に掲げるタクシー事業者等）に予約を行います。

【利用事例】

○月○日、前泊後の7時30分に自家用車を肘折温泉▲▲旅館から湯殿山参籠所までタクシー代行予約。宿泊者は、肘折登山口より月山山頂へ登山、当日は山頂小屋に宿泊のうえ翌日に湯殿山へ下山。下山後、タクシー代行にて参籠所に駐車の上自家用車にて帰路につく。

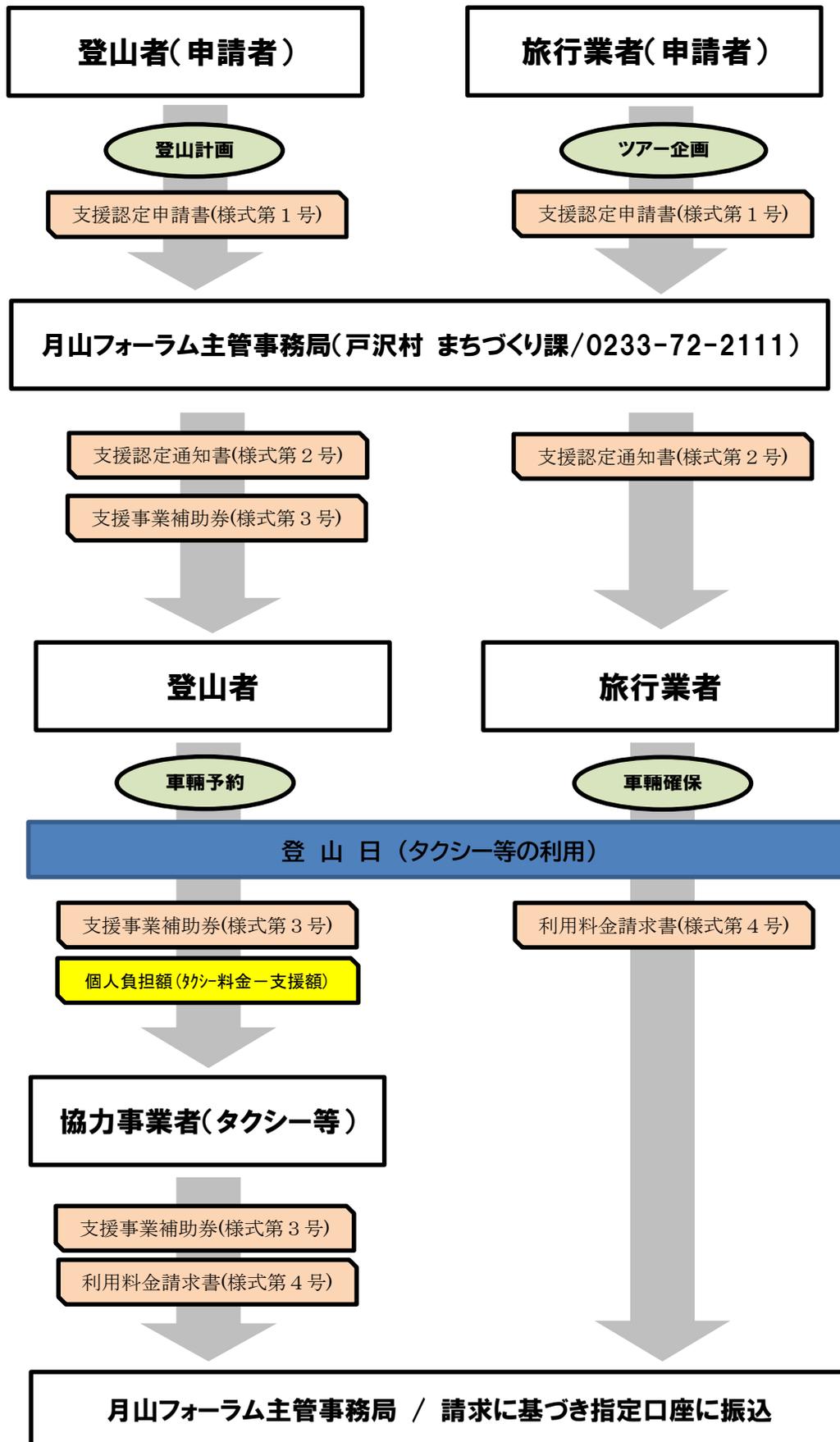
登 山 日

タクシー利用 … 支援認定を受けた登山者は、タクシー等の利用後に補助券の提出とともに「タクシー等料金（A）」から「支援額（B）/上限額30,000円」を差し引いた金額をご負担願います。（タクシー会社は「支援額（B）」を本会に請求します。）

※下山時にはココヘリ（発信機）の返却をお忘れなく！

支援額の支払 … 月山フォーラムは、タクシー会社に対し請求された「支援額（B）/月山フォーラムが負担する1/2相当額」をお支払いします。

○「2次交通利用支援事業」利用の流れ / 各種申請書類 ver



月山フォーラム 会長 _____ 宛

申請者 住 所

氏名又は事業者名 _____

※記名のみで押印は不要です。

連絡先 () _____

※常時連絡の可能な番号を記載ください。

月山登山者2次交通利用支援認定申請書

令和 年度月山登山者2次交通利用支援事業の支援認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請項目（「※印」欄は、旅行業者申請時の記載項目）

項 目	内 容
1 登 山 の 期 間 (※ツアー募集期間)	令和 年 月 日 () ~ 月 日 () ※ 令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
2 登 山 者 等	男性 人 ・ 女性 人 *申請者を含む登山者数を記載 ※1 旅行業者添乗員等 / 有 (氏名 /) ・ 無 ※2 ツアー名称 ()
3 希 望 支 援 区 間 (支援対象区間を記載)	区間 / ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦ *該当区間を「○」印で囲む 登山口 / 下山口 /
4 希 望 車 輛	小型 ・ ジャンボ ・ 小型バス等 ・ 代行小型 ・ 代行ジャンボ *上記車種を「○」印で囲んで下さい。
5 支 援 認 定 条 件	登山計画書の提出 (別添のとおり。) *必ず添付ください。 ココヘリの携帯 (個人所有・レンタル / No)

注1) 登山等を計画する日の10日前までに、月山フォーラムまで申請書をご提出ください。

注2) 旅行業者はツアー等計画時に事前相談いただき、催行が確定した時点で申請書を提出ください。

2 その他

*この事業は、登山者等の活動環境を支援し、観光・交流を推進することを目的に、試験的に実施しています。利用希望者の視点から、様々なご意見、ご感想等をお聞かせください。

月 フ 第 号
令和 年 月 日

様

月山フォーラム 会長
（公印省略）

月山登山者2次交通利用支援認定（申請却下）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度月山登山者2次交通利用支援事業について、下記のとおり認定する（却下する）ことに決定したので通知します。

記

1 決定内容等

項目	内 容	
1 支援認定者	住 所	
	氏名・事業者名	
2 登山期間	令和 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）	
3 同行者	男性 人 ・ 女性 人 (ツアー名称)	
4 支援対象区間	登山口 / 下山口 /	
5 希望車輦等	協力事業者	
	対象車輦	
6 添付書類	発券番号 _____ 「月山登山者2次交通利用支援事業補助券」	
7 その他		
8 申請却下の理由	※「認定申請却下の場合」に記載	

注1) タクシー事業者(協力事業者)への予約は、登山日の3日前までにお申し込みください。

注2) 決定内容等のお問い合わせは、月山フォーラム事務局までお願いいたします。

(山形県戸沢村まちづくり課企画調整係/0233-72-2111)

発券番号 _____

月山登山者2次交通利用支援事業補助券

※記載例

支援対象区間	車輦区分	支援額
② 月山八合目レストハウスと 姥沢月山リフト乗場の区間	小 型	20,300 円
	○ ジャンボ	
	小型バス等	
	代行（小型）	
	代行（ジャンボ）	

- 注1) タクシー等を利用した際は、料金精算時にこの補助券を提出ください。
 注2) 協力事業者(タクシー事業者)には、支援額を差し引いた金額をお支払ください。
 注3) この補助券を他人に譲渡することはできません。
 注4) この補助券を紛失等した場合であっても再発行はいたしません。

利用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
------	-------------------------

注5) この補助券は、利用期間以外は使用できません。

様

令和 年 月 日

月山フォーラム 会長

Ⓜ

月山フォーラム 会長 宛

協力事業者 所在地
 名称
 代表者氏名 ⑩
 連絡先 ()

月山登山者2次交通利用支援事業「周知経費」及び「利用料金」請求書

令和 年度月山登山者2次交通利用支援事業実施要領第5及び第7の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求内容

項目	内 容					
補助券内訳	区間①	枚	区間②	枚	区間③	枚
	区間④	枚	区間⑤	枚	区間⑥	枚
請求額内訳 (支援額)	区間①	円	区間②	円	区間③	円
	区間④	円	区間⑤	円	区間⑥	円
支援額(請求額)計	円(A) [上記、請求額内訳の区間①～区間⑥の合計]					
周知に要した経費	円(B)					
請求額合計	円(A) + (B)					

注1) 請求書に添付する補助券の内容を集計のうえ記載ください。

注2) 2次交通利用支援事業周知チラシ、同作成経費領収書及び補助券を添付してください。

2 振込先

項目	内 容		
金融機関名		支店名等	
預金種目	普通・当座・その他()		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			